

## 仕 様 書

### 1. 件名

タイ渡航に関する宿泊施設予約及びPCR検査並びに航空券取得業務 一式

### 2. 業務期間

契約締結日から2021年10月16日まで

なお、各納期は「4. 旅程概要」を順守すること。

### 3. 依頼人数

4名 (別紙のとおり)

### 4. 旅程概要

日付は全て2021年のものとする。

日 付	事 項	備 考
8月31日	ホテル予約確認票及び航空券 納期	
9月28日	各居住地 出発	公共交通機関で移動
	渡航前集合ホテル チェックイン	3泊4日
9月29日	RT-PCR検査 実施	
9月30日	RT-PCR検査結果 受理	
10月 1日	渡航前集合ホテル チェックアウト	公共交通機関または送迎サービスで移動
	羽田または成田空港	
	スワンナプーム空港	専用送迎車両で移動
	ASQホテル チェックイン	15泊16日
10月16日	ASQホテル チェックアウト	

### 5. 業務内容

#### (1) 旅行計画及び経路の策定

「4. 旅程概要」の条件を満たし、参加者の安全に留意しつつ、経済的かつ時間的コストを勘案した一般的に利用する宿泊先および経路を策定すること。なお、経路策定及び国内宿泊施設の選定にあたっては「独立行政法人国立高等専門学校機構旅費規則」「独立行政法人国立高等専門学校機構旅費実施細則」「独立行政法人国立高等専門学校機構旅費取扱規則」に準拠すること。

請負者は契約締結後速やかに経路を策定し、高専機構担当者の承認を得ること。

#### (2) 渡航前集合ホテルの手配

以下の条件①から⑥を全て満たすものとし、請負者は⑦から⑨の対応を行うものとする。

- ①部屋はバストイレ付とすること。
- ②原則、1家族につき1部屋を準備すること。必要に応じてエクストラベッドが設置できること。
- ③朝食が提供されること。昼食・夕食は提供不要とする。
- ④追加費用なしで、客室内で容量、時間帯ともに無制限のWi-Fiを利用できること。規格はIEEE802.11n/ac以上に対応すること。
- ⑤出発空港から車で30分以内の立地で、搭乗日をチェックアウト日として3泊4日で確保すること。
- ⑥ホテルから空港への無料送迎サービス(手荷物運搬を含む)があること。ただし、新型コロナウイルス感染症対策等のためにサービスを中止している場合は、この限りではない。
- ⑦渡航者がホテルで利用した宿泊料金及び③に示した食事代金以外の費用(部屋備え付けのミニバー使用料等)は、チェックアウト時に渡航者本人が清算するよう手配すること。
- ⑧渡航者からの希望(喫煙室の希望や食物アレルギーに関する事等)があった場合、その対応について当機構担当者と協議すること。
- ⑨ホテルの予約確認票など、予約内容が確認できる書類の納入期限は2021年8月31日(火)とする。

(3) 渡航前RT-PCR検査対応医療機関(以下「PCR検査場」という。)手配  
以下の条件①から③を全て満たすものとし、請負者は④から⑥の対応を行うものとする。

- ①「(2) 渡航前集合ホテルの手配」で手配したホテルから公共交通機関を使用せず片道30分以内程度の立地とすること。
- ②在東京タイ大使館により、タイに向けた航空機への搭乗に必要とされているRT-PCR検査による新型コロナウイルス非感染証明書の発行が可能であること。
- ③RT-PCR検査受診料は請負金額に含み、PCR検査場において対象者に金銭的負担を生じさせないこと。
- ④RT-PCR検査の受診に当機構作成の提出書類が必要な場合、提出期限の7営業日前までに当機構担当者へ連絡すること。
- ⑤検査結果を受け取る者及びその方法については、当機構担当者と協議の上調整すること。なお、請負者による代理受領は想定していない。
- ⑥その他、PCR検査場から要望や指定があった場合、速やかに当機構担当者へ連絡すること。

(4) 航空券の手配

以下の条件①から⑤を全て満たすものとし、請負者は⑥から⑧の対応を

行うものとする。

- ①「4. 旅程概要」に示す経路で手配すること。
- ②全席エコノミークラスとすること。なお、渡航者に15歳以下の者がいる場合、その者は少なくとも同行家族1名との隣席とすること。
- ③直行便とすること。
- ④格安航空会社は使用しないこと。
- ⑤機中泊となる便は避けること。
- ⑥燃油サーチャージ及び空港使用料等諸費用（税を含む）は契約金額に含むこと。
- ⑦航空券は出国手続きに支障がないよう納入期限までにE-チケットにて当機構担当者の指定するメールアドレス宛へ送付すること。
- ⑧航空券の納入期限は2021年8月31日（火）とする。

#### （5）ASQホテルの宿泊手配

以下の条件①から⑥を全て満たすものとし、請負者は⑦から⑨の対応を行うものとする。

- ①タイ政府が指定するASQ施設であること。
- ②単身者については各人1部屋とすること。家族同行者についてはホテルの推奨する部屋割りに準じた室数とし、必要に応じてエクストラベッドが設置できること。
- ③追加費用なしで、客室内で容量、時間帯ともに無制限のWi-Fiを利用できること。規格はIEEE802.11n/ac以上に対応すること。
- ④バンコク市内にあること。
- ⑤渡航者全員を可能な限り同じASQホテルとすること。ただし、予約可能数に限りがある場合は異なるASQホテルを可とする。
- ⑥ASQパッケージ外のサービス等を渡航者が利用することで生じた費用（部屋備え付けのミニバー使用料等）は、チェックアウト時に渡航者本人が清算するよう手配すること。
- ⑦ホテルの予約確認票など、予約内容が確認できる書類の納入期限は2021年8月31日（火）とする。
- ⑧渡航者からの希望（喫煙室の希望や食物アレルギーに関する事等）があった場合、その対応について当機構担当者と協議すること。
- ⑨タイ政府により隔離期間が短縮され必要泊数が減じた場合には、清算すること。

## 6. 業務実施にあたっての留意事項

### （1）業務実施体制の整備

請負者は、本業務に係る責任者を1名選任し、本業務に係る監督・調整を行うこと。

また、契約締結後、速やかに責任者の氏名、連絡先等を当機構担当者に

連絡すること。

なお、契約期間中は原則として責任者及び担当者の交代は認めない。万一交代する場合には、当機構の了解を得て行うこと。

## (2) 旅行計画及び経路の事前承諾

「5. 業務内容」の(2)(3)(4)(5)の手配を行う前に、行程表を提出し、当機構担当者の承諾を得ること。

## (3) 旅程の変更

事前に提出済の行程に変更が発生する場合は、当機構担当者と事前に協議し、承諾を得た上で、迅速に変更を行うこと。

## 7. 業務完了報告書

(1) 業務期間終了後2週間以内に当機構に提出するものとする。

(2) 事業実施中に突発的な事故・事件、病気・けが、自然災害等不測の事態が生じたことにより、行程に変更又はキャンセルが生じた場合は、業務完了報告書とともに精算報告書(関係書類の添付を含む)を作成し、併せて提出するものとする。

## 8. 機密情報

本契約によって知り得た機密情報(渡航者の個人情報を含む)を第三者に漏らし、または他の目的に利用してはならない。本契約の終了後も同様とする。正当な理由があつてやむを得ず第三者に開示する場合は、事前に当機構の承認を得ること。また、情報の厳重な管理を実施すること。

## 9. 再委託等の禁止

請負者は、業務を自ら履行するものとし、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。また、業務の一部を委託する場合には機構の承認を得た上で行うこと。

## 10. 留意事項

(1) 手配不備(ダブルブッキング、満席による便の変更、契約後の料金変更等)など請負者の故意または過失によって当機構に損害を与えた場合には、請負者はその損害を賠償しなければならない。

(2) 以下の条件により旅行行程を急遽変更し、別途費用(交通費、キャンセル料等)が発生した場合は、後日、清算を行うものとし、返金があった場合は、追加でかかった費用と相殺の上、金額を算出し必要に応じて当機構に請求するものとする。

- ①突発的な事故・事件、病気・けが、自然災害等不測の事態の発生による旅行サービス提供の中止、渡航中止勧告、受入機関（大学等）の都合等、当機構が承認した事情
- ②当機構に起因する事情

(3) 本仕様書に定められた以外の事項や疑義を生じた事項については、当機構担当者と協議し、その指示に従うこと。それにより追加業務等が発生する場合は、機構本部財務課契約係を通して発注するので、請負者はそれ以外の者からの発注や依頼を受け付けないこと。